

## 認定看護師等育成支援事業費補助金交付要綱

平成 27 年 4 月 1 日 制定 医政第 1654 号

平成 28 年 5 月 20 日 一部改正 医政第 253 号

平成 29 年 5 月 16 日 一部改正 医政第 234 号

### (目的)

第 1 認定看護師等育成支援事業実施要綱に基づき、医療機関等の開設者が認定看護師教育課程、専門看護師教育課程又は特定行為研修に所属看護職員を派遣し、当該教育課程又は研修を修了させるために実施する事業（所属看護職員の教育課程又は研修への派遣が翌年度となる場合に係る経費を含む。）を実施する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (補助金の交付の対象及び補助額)

第 2 第 1 に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第 1 のとおりとする。

### (補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第 3 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費合計額の 20 パーセント以内の増減
- (2) 補助事業の目的の変更を伴わない事業内容の変更

### (申請の取下期日)

第 4 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

### (立入検査等)

第 5 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

### (資格取得・勤務継続等の届出)

第 6 補助事業者は、当該補助金の交付を受けた後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに資格取得修了・勤務継続等届出書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業により、認定看護師教育課程又は専門看護師教育課程を修了した看護職員が、認定看護師又は専門看護師の資格を取得したとき。
- (2) 補助事業により、認定看護師教育課程又は専門看護師教育課程を修了した看護職員が、当該教育課程を修了した年度の翌々年度末までに認定看護師又は専門看護師の資格を取得する見込みがなくなったとき（病気、事故等やむを得ないと知事が認める場合を除く）。
- (3) 補助事業により、補助対象となった看護職員が、認定看護師教育課程若しくは専門看護師教育課程を修了し、認定看護師若しくは専門看護師の資格取得後又は特定行為研修終了

後、補助事業者が開設する医療機関等に継続して3年間勤務したとき（病気、事故等により知事が継続勤務の中断をやむを得ないと認める場合は、当該中断期間を除いて3年間継続して勤務したとき）。

- (4) 補助事業により、補助対象となった看護職員が、認定看護師教育課程若しくは専門看護師教育課程を修了し、認定看護師若しくは専門看護師の資格取得後又は特定行為研修修了後、補助事業者が開設する医療機関等に継続して3年間勤務する見込みがなくなったとき（病気、事故等やむを得ないと知事が認める場合を除く）。

(書類の整備等)

第7 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第8 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月16日から施行する。

別表第 1 (第 2 関係)

| 費目   | 対象経費  | 補助額  |
|------|---|--|
| 授業料等 | 認定看護師教育課程受講のために必要な入学金、授業料(受講料)、実習費並びに教科書及び参考書代(教材費)の経費(ただし、医療機関等の開設者が負担した経費に限る。)                        | 対象経費の実支出額(ただし、派遣看護職員1人当たり年額700千円を上限とする。)                     |
|      | 専門看護師の認定審査資格を得るために必要な大学院(正規生、単位履修を問わない)への入学金、授業料(受講料)、実習費並びに教科書及び参考書代(教材費)の経費(ただし、医療機関等の開設者が負担した経費に限る。) | 対象経費の実支出額(ただし、入学初年度は、派遣看護職員1人当たり年額800千円を、入学次年度は600千円を上限とする。) |
|      | 特定行為研修受講のために必要な入学金、授業料(受講料)、実習費並びに教科書及び参考書代(教材費)の経費(ただし、医療機関等の開設者が負担した経費に限る。)                           | 対象経費の実支出額(ただし、派遣看護職員1人当たり年額700千円を上限とする。)                     |

別表第 2 (第 9 関係)

| 条 項   | 提出書類及び添付書類                 | 様式    | 提出部数 | 提出期日   |
|---|----------------------------|-------|------|--|
| 規則第 4 条の規定による書類                                 | 認定看護師等育成支援事業費補助金交付申請書      | 第 1 号 | 1 部  | 別に定める。   |
|   | 1 事業計画書                    | 第 2 号 | 1 部  |  |
|   | 2 収支予算書                    | 第 3 号 | 1 部  |  |
|   | 3 その他知事が必要と認める書類           |       |      |  |
| 規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により承認を受ける場合の書類 | 認定看護師等育成支援事業変更(中止、廃止)承認申請書 | 第 4 号 | 1 部  | 変更(中止、廃止)の理由が生じた日から 10 日以内   |
|   | 1 事業計画書                    | 第 2 号 | 1 部  |  |
|   | 2 収支予算書                    | 第 3 号 | 1 部  |  |
| 規則第 13 条第 1 項の規定による書類                           | 認定看護師等育成支援事業費補助金請求書        | 第 5 号 | 1 部  | 当該事業を完了した日(規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日)から 30 日以内又は補 |
|   | 1 事業実績書                    | 第 2 号 | 1 部  |  |
|   | 2 収支精算書                    | 第 3 号 | 1 部  |  |
|   | 3 その他知事が必要と認める書類           |       |      |  |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  | 助金の交付の決定<br>を受けた年度の3<br>月31日のいずれ<br>か早い日 |
|--|--|--|--|--|